

議 事 録

会議の名称	令和4年度 第4回 地域包括支援センター運営協議会
開催日時	令和5年1月26日(木)午後2時00分～午後3時40分
開催場所	スワンホール 3階 多目的ホール(小)
司 会	介護保険課職員
出席委員	明石委員、吉村委員、千葉委員、名田委員 松下委員、行澤委員、小林委員、藤田委員
欠席委員	森田委員
事務局	<健康福祉部> 松尾健康福祉部長、蓼原地域福祉室長、柳谷介護保険課長、前田地域・高年福祉課長、千葉介護保険課主査、河野介護保険課主査、阿部介護保険課主査他
会議の成立	委員総数9名のうち 8名出席 <過半数出席のため成立する>
署名委員	名田委員、松下委員
傍聴者	0名
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状交付 3 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和4年度 伊丹市地域包括支援センター事業評価報告について (2) 令和5年度 伊丹市地域包括支援センター運営指針(案)及び伊丹市地域包括支援センター事業実施計画(案)について (3) 基幹型地域包括支援センターのあり方について (4) 令和4年度 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託契約について 4 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 笹原・鈴原地域包括支援センターの営業日の変更について 5 閉会
備 考	

要 旨

1 開会

2 委嘱状交付

3 議題

(1) 令和4年度 伊丹市地域包括支援センター事業評価報告について

(事務局より資料1について説明)

会長：

「資料1 基幹型包括と地域型包括の評価」の説明が終わりました。どちらも全国平均を上回る素晴らしい評価ですが、課題もあるという説明です。

委員のみなさま、ご質問・ご意見お願いいたします。

B 委員：

資料1の3ページ「②全国平均を下回る項目」で、(センターの3職種(準ずる者を含む)一人当たり高齢者数の状況が1,500人以下であるか。)という質問ですが、具体的には本市はどれくらいの人数ですか。

会長：

事務局お願いします。

事務局：

各圏域における令和4年の65歳以上の推計人口は、天神川・荻野地域包括6,529人、稲野・鴻池地域包括5,159人、伊丹・摂陽地域包括7,546人、笹原・鈴原地域包括8,124人、桜台・池尻地域包括5,059人、花里・昆陽里地域包括4,678人、神津・有岡地域包括4,973人、緑丘・瑞穂地域包括5,557人、南地域包括4,351人となっております。

評価としては4,500人で3名職員配置が望ましいとはなっていますが、3,000人から6,000人に3職種配置という国の規定は満たしているという状況になっています。

会長：

他はいかがでしょうか。

他の課題として、高齢者が自分自身でケアプランを作る等のセルフマネジメントについて研究を進めるということでした。伊丹市のみの課題ではなく、多くの自治体が課題としている項目であります。

評価表のほとんどの項目が全国平均を上回っており、努力して業務を行っていると思います。

ご意見ないので、次の議題にうつります。

(2) 令和5年度 伊丹市地域包括支援センター運営指針(案)及び伊丹市地域包括支援センター事業実施計画(案)について
(事務局より資料2、3について説明)

会長:

運営指針(案)について説明がありました。従前から作成している物ですが、毎年見直しをして、来年度に積極的に取り組んでいきたい項目を重点項目として記載しているという物になります。来年度は4つの項目になります。

ご質問・ご意見お願いいたします。

H 委員:

6ページの「(2) 共生福祉社会の観点に立った包括的な支援の強化 ①総合相談業務の充実」で「重層的支援体制整備事業を活用する等」と記載があります。

総合相談業務と重層的支援体制整備事業という言葉がわかりにくく、同等の意味ではないかと感じます。地域型包括は既に多岐にわたる相談業務を受けておられ、それが重層的支援体制整備事業になるのではないかと感じるのですが、ここに記載のある「重層的支援体制整備事業」について教えてほしい。

会長:

事務局、回答お願いします。

事務局:

総合相談業務については地域型包括が各担当圏域の高齢者等の様々な相談を受け付けるという業務になっています。地域型包括が相談受ける窓口であるということを広く周知しております。

高齢者については相談を受け付け、介護保険サービスにつなぐ等従来から支援をしていますが、子供や障害の人の支援の相談が時々あります。そのような相談は多機関と連携して支援をしているという状況です。

重層的支援体制整備事業につきましては、地域型包括を含め、様々な相談部門と連携をしていくことで、どのような課題であっても支援ができるように市で体制を組むという事業であります。令和5年度より本格的に体制を整えることになっておりますので、現在試験的に支援関係者の連携をとっている状態です。

複合的な問題を抱えている人が多く、子供や障害のある人、引きこもり等、一つの機関だけで対応できないという課題に対して庁内外の関係部署が連携し、支援をしていくためにどういった体制が必要かということ、会議を開催し各々の役割分担を決定し、支援をしております。

事務局：

少し補足します。

制度の説明になりますが、地域型包括の総合相談業務はこれまで介護保険制度としての枠組みの中での高齢者の相談を受けることがこれまで主になっていました。

国は重層的支援体制整備事業という枠組みの中で、高齢者や子供、障害のある人等の相談について交付金を一体化することによって、地域型包括も多様な相談の受付も可能であるというように位置づけを変えてきております。

実際の支援については連携を強化し、対応していくということになりますが、総合相談という意味では広く様々な相談を受け付けすることが可能という制度になっております。

会長：

重層的支援体制整備事業の説明がありました。その他、質問追加でありますか。

H 委員：

相談する市民側としては有難いことですが、これまで既に様々な課題を抱える人の相談は行っていると思いますが、なぜ今、記載する必要があるのか。という疑問があったので質問しました。

会長：

背景にありますのは、「まるごと受け止める」という考え方です。「この相談はあちらです。」「その相談はこちらです。」ではなく、丸ごと受け入れるために、連携を強化していく必要があるということなんです。

手法としては、相談を受けるという方法や課題を抱える対象者に職員が家庭訪問する等、積極的に出向いて支援するアウトリーチという方法になります。そして対象者が社会につながるように支援していくという体系的な事業となっており、それを今から実施していくことになり、本市では令和5年度から本格的に実施ということなんです。共生福祉社会の観点から事業を進めていって、介護保険事業も連動していく必要があります。これからというところです。

F 委員からの意見の通り、これまでも色々な機関と連携して相談対応を実施してきましたが、不足している部分があったり、積極的に職員が出かけていくことや社会につなげていくということを総合的に実施していくことを制度として位置づけられたということになります。

行政としては非常に大きなことで、これまでは「やってもやらなくてもよい。」という状態でしたが、行政が実施しなければならないものとして「重層的支援体制整備事業」として示され、自治体としては法的な根拠をもって実施が可能になりました。これまでの実践をさらに強化するということで組み立てられた事業として、理解していただけたらと思います。

H 委員:

ありがとうございます。もう一つ質問です。地域課題の検討を推進するということですが、具体的にどのようなものが地域の課題となるのでしょうか。

事務局:

各圏域で地域ケア会議を開催しております。例えば、地域課題としてゴミ捨てが難しくなっている高齢者が増えているという状況があれば、どんな仕組みや地域資源があれば解決できるかを多職種が集まって地域ケア会議の中で検討し、施策化していこうと取り組んでおります。

会長:

具体的に、どのような地域課題があるのでしょうか。事務局お願いします。

事務局:

地域ケア会議の一つである「多職種連携会議」において、コロナ禍で外出を控えている高齢者が多いという課題が抽出され、圏域の花が綺麗な場所等お出かけスポットを紹介する新聞を作成し、情報提供することにより外出するきっかけになり、フレイルを予防できるのではないかと。という意見があり、会議の中で内容を検討し、新聞を発行した圏域がありました。

H 委員:

地域に住んでいる人の課題ということですね。わかりました。

会長:

例えばマンション等集合住宅に住んでいる人が、膝を悪くしたがエレベーターがないため、階段昇降できずゴミ出しができない。買い物をして重い荷物を持って階段を昇れない等、ゴミ出しや買い物問題、自宅での孤立の問題等、地域によって様々な課題があります。

地域特有の課題である場合もあれば、市全体の課題である場合もある。見えてこない隠れた問題の場合もあれば、ケアマネジャー等支援者のみ気づいているという場合もあります。

そのような課題を早く発見して取り組んでいこうという意味で、運営指針(案)の重点事項に「地域課題の検討」と掲げられていると考えております。

事務局よろしいでしょうか。

事務局:

ありがとうございます。ただいま資料2について説明いたしました。「運営指針(案)資料2」を受けて、実際に何を行っていくかという具体的な内容は「事業実施計画(案)資料3」となっております。

「運営指針(案)資料2」と「事業実施計画(案)資料3」を一体的に説明した方がわかりやすいと

思いますので、引き続き「事業実施計画(案)資料3」を説明させていただきたいです。

会長：

「事業実施計画(案)資料3」の説明をお願いします。

事務局：

資料3 伊丹市地域包括支援センター事業実施計画(案)について説明

会長：

ありがとうございました。先ほど説明ありました「運営指針(案)資料2」で重点項目が示され、「事業実施計画(案)資料3」で具体的に実施する業務内容の説明がありました。ご意見、ご質問をお願いします。

H 委員：

「事業実施計画(案)資料3」7ページの「3 任意事業」「(1)家族介護支援事業」「①家族介護者教室の開催」についてです。家族介護者教室を開催してもらえるのは有難いです。ただ、当事者の思いを共有できる場を作れば、もっと有難いと思います。その点についてどのように考えていますか。

事務局：

家族介護者の思いを共有できる場について、家族介護者どうしのグループ活動の場もあります。また家族介護者教室の中で、実際に介護している家族に集ってもらい意見交換する場を設定している地域型包括もあります。その時々によって、家族介護者のニーズによって教室内容を考えながら開催しております。

今後も家族介護者教室の中で、継続して実施できたらと考えています。

会長：

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

D 委員：

先ほどの「運営指針(案)資料2」になった「重層的支援体制整備事業」について質問です。

ケアマネジャーが担当する利用者にも複合課題を抱える人が増えています。「重層的支援体制整備事業」を活用するのは、どのようにすればよいですか。

事務局：

ケアマネジャーが担当する利用者にも様々な課題を抱える人がおられるのは、普段から聞い

ています。通常は地域型包括や基幹型包括に相談されていると思います。

その通常の相談で、ケアマネジャー、地域型包括・基幹型包括の支援では解決できず、他機関とも協力して対応していく必要がある場合、基幹型包括に配置している「重層的支援体制整備事業」の相談支援担当職員から「重層的支援体制整備事業」の対象事例として検討していくという提案があると思います。その際は、ケアマネジャーの皆さまも協力をお願いいたします。

D 委員：

ケアマネジャーとしては、これまで通り地域型包括に相談するということですね。わかりました。

会長：

これから始まる事業であるため、直接事例支援をする人々に事業説明が必要だと思えます。地域福祉や介護保険等、毎年新たな事業をする必要が出てきており大変だと思えます。ご意見等ないようですので、次の議題にうつります。

(3) 基幹型地域包括支援センターのあり方について

(事務局より資料4-1、4-2について説明)

会長：

資料4-1、2について説明がありました。

具体的な業務の分析をし、課題と現行体制を維持した場合と市が担った場合の体制について詳細に記載されています。

ご意見・ご質問いかがでしょうか。

F 委員：

基幹型包括を担っている社協として、前回の本協議会では権利擁護業務の業務比重が大きというお話があり、今回は権利擁護業務以外の業務についても課題があるということで現状を把握しました。

現状の基幹型包括でさえも課題が多くある中で、廃止して市が担うというのは厳しいのではないかと感じます。社協としては、基幹型包括の業務も増えていますので、維持が大変であることもありますが、全体を見ると基幹型包括を廃止し市が担うと、地域型包括や市の業務が増え、時間・労力ともに大変になると考えます。

そのため基幹型包括廃止は難しいと考えます。また現行体制を維持した場合においても改善する点についてしっかり考えていく必要があります。

また、一点質問ですが、現行体制を維持した場合も市が担うことになった場合も、令和6年度に新体制で開始ということで良いのでしょうか。

事務局：

基幹型包括を廃止して市が担う場合は準備がありますので、令和6年度が開始になります。基幹型包括業務の運営について社協にはご苦勞おかけしておりますが、現行体制のままであれば業務を続けることになりますので、令和5年度、6年度それ以降もそのまま業務していただくことになります。

F 委員：

わかりました。引き続きこのまま社協に設置するのであれば、現状、基幹型包括業務に労力がかかり大変だということをご理解いただき、今後の運営についてご検討いただきたいです。

会長：

他はいかがでしょうか。

E 委員：

資料4-2の7ページの一番下「基幹型包括の廃止は望ましくないと考えられる。」この記載と同意見です。以上です。

B 委員：

前回の会議の後、所属団体に持ち帰って報告しました。そこでの意見として「もともと基幹型包括ができたのは、市の業務が大きくなりすぎたからでは無かったのか。それをまた市が担うというのは、業務が過重になるのではないか。」という心配の声がありました。

C 委員：

基幹型包括を廃止すると、年月の経過とともに全地域型包括の統一が取れず、業務の質の差や方向性にバラつきが出てくると思います。全地域型包括で情報共有が必要なことや統一を図る必要があるものもあり、基幹型包括は現行体制のままが良いと思います。

会長：

皆さまありがとうございます。別のご意見はありますか。

D 委員：

これまで出たどの課題においても、すぐに解決ができるものではないと感じています。ただ現場で実際に事例支援する立場としては、高齢者虐待や支援困難事例と一緒に支援するのは地域型包括ですが、スーパーバイスとして基幹型包括に関わってもらえることは有難いです。

しかし今後、後期高齢者人口が増加し、総合相談業務や権利擁護業務が増加する中で、現在の体制で担っていけるのか、不安というのが正直な気持ちです。

会長：

総合相談件数が今後減ることはなく増加する一方であり、社会情勢も変わってきており、支援困難事例も増加してきている中で、今後どうするかというご意見です。

その他いかがでしょうか。

G 委員：

地域型包括ができてから、所属団体の仕事は楽になりました。基幹型包括が廃止になるかどうかということが、これまで身近な問題ではなかったのですが、資料から基幹型包括を継続もしくは廃止によるメリット・デメリットを拝見する限り、継続するメリットが大きいように感じます。

会長：

ありがとうございます。的確なご意見だと思います。

本議題については、最終的に結論を出す時期があると思うのですが、今回の意見を踏まえてということですか。事務局いかがでしょうか。

事務局：

前回、今回の本協議会で検討を行い、概ね「現行体制を継続する」という意見をいただきました。次回の本協議会において、まとめさせていただきます。

会長：

次回、まとめをされるということです。ありがとうございます。次の議題にうつります。

(4) 令和4年度介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託契約について (事務局より資料5について説明)

会長：

説明終わりました。各地域型包括と居宅介護支援事業所が本来は契約を結ぶことになっていますが、基幹型包括が一括して居宅介護支援事業所と契約をすることで、9か所の地域型包括が個々に契約を結ぶよりも、事務の合理化が図れるようになっています。

承認事項となっていますが、何か意義がございますか。

会長：

ご承認いただきました。ありがとうございます。

議事は終わりましたので、報告事項にうつります。

4 報告事項

(1) 笹原・鈴原地域包括支援センターの営業日の変更について

会長：

資料6の最後の2行にも記載がありますが、「営業日の変更にあたっては、地元自治会や相談者等の関係者に対して個別説明するとともに、広報等で周知を行う。」とのこと。

自治会等には丁寧にご説明をお願いします。

報告事項につきまして、何かご意見、ご質問ありますか。

5 閉会

会長：

以上で予定しておりました本日の議事等は終了となります。何か全体を通してご意見などありますか。特にないですか。

皆さま、本日は本協議会の議事の進行にご協力いただきありがとうございました。また貴重なご意見いただきありがとうございました。これにて閉会とさせていただきます。

事務局：

一つご連絡です。次回の伊丹市地域包括支援センター運営協議会は令和5年3月22日午後2時から予定しております。会場や資料につきましては、後日改めてご案内させていただきます。

本日はありがとうございました。

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和 5年 月 日

議事録署名人

議事録署名人